

北播磨総合医療センター
院内保育所及び院内病児・病後児保育室
運営事業者募集
プロポーザル説明書

令和3年10月

北播磨総合医療センター企業団

1 目的

北播磨総合医療センターに勤務する子育て中の医師や看護師等が働きやすい環境を整備するため、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名称 北播磨総合医療センター院内保育所及び院内病児・病後児保育室運營業務
- (2) 業務内容 北播磨総合医療センターに勤務する医師、看護師等を保護者とする就学時前の乳幼児を保育対象とした院内保育所及び院内病児・病後児保育室の運営全般
- (3) 業務場所 北播磨総合医療センター
- (4) 実施主体 北播磨総合医療センター企業団
- (5) 事務局 〒675-1392
北播磨総合医療センター管理部経営管理課人事係
TEL 0794-88-8800 (内線 3865)
FAX 0794-62-9931
URL <http://www.kitahari-mc.jp>
E-mail keieikanrika@kitahari-mc.jp

3 病院の概要

- (1) 名称 北播磨総合医療センター
- (2) 所在地 兵庫県小野市市場町字南山 926 番 250
- (3) 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、免震構造、地上 7 階建、塔屋 2 階
- (4) 面積 敷地面積：約 85,000 m²、延床面積：約 42,000 m²
- (5) 病床数 450 床

4 院内保育施設の概要

- (1) 院内保育所 (本館 2 階東側 別図参照)

保育室	3 室	61.80 m ²
遊戯室	1 室	68.08 m ²
職員事務室	1 室	19.45 m ²
園児用便所	1 室	13.86 m ²
職員用便所	1 室	1.67 m ²
ユニットシャワー室	1 室	4.45 m ²
倉庫	1 室	4.66 m ²
風除室・前室		31.52 m ²
屋外遊戯場		1 個所
- (2) 院内病児・病後児保育室 (職員宿舎 1 階北側 別図参照)

保育室	1 室	17.60 m ²
-----	-----	----------------------

安 静 室	1 室	8.50 m ²
事 務 室	1 室	4.60 m ²
便 所	3 室	8.60 m ²
洗 濯 室	1 室	2.90 m ²
通 路		10.80 m ²

5 プロポーザルの方法

本プロポーザルは、「公募型プロポーザル方式」で行い、本プロポーザルの審査を行うため、企業団が指名する委員による業者選定委員会を設置する。

本プロポーザルの審査は、企画提案書及びプレゼンテーションにより、その適性を総合的に判断し、交渉権第1位業者と第2位業者を特定する。

なお、参加者が多数の場合は、第2次審査参加者を決定するため第1次審査を実施することがある。実施の有無は、企画提案書等受付終了後に電子メールで通知する。

6 参加資格

参加者は、次に掲げる資格要件をすべて満たす者であること。また、本プロポーザルにおいて、2以上の参加者を同時に兼ねることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てが、本プロポーザル実施期間になされていないこと。
- (3) 院内保育所で3年以上、または認可保育施設や認可外保育施設で10年以上の運営実績（受託による運営管理を含む。）を有し、現在も継続していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 実施スケジュール（予定）

令和3年10月11日(月)	公告・説明書等の交付開始
令和3年10月12日(火)	参加表明書等受付開始
令和3年10月22日(金)	参加表明書等受付終了
令和3年10月25日(月)	質問書受付
令和3年10月29日(金)	質問に対する回答期限
令和3年11月1日(月)	企画提案書等受付開始
令和3年11月10日(水)	企画提案書等受付終了
令和3年11月12日(金)	第1次審査実施有無通知
令和3年11月16日(火)	第1次審査結果通知

令和3年11月22日(月) 第2次審査(プレゼンテーション)

令和3年11月29日(月) 第2次審査結果通知・交渉権獲得者決定

8 プロポーザルの手続き等

(1) プロポーザル実施に係る関係資料の交付

- ① 資料名 プロポーザル実施に係る手続開始の公告(写し)
プロポーザル説明書
プロポーザル提出書類作成要領
院内保育所及び院内病児・病後児保育室運營業務仕様書
- ② 交付期限 令和3年10月22日(金)まで
- ③ 交付場所 北播磨総合医療センター企業団ホームページ

(2) 参加表明書等の提出

- ① 提出書類 参加表明書等(詳細は、別紙「プロポーザル提出書類作成要領」のとおり。)
- ② 受付期間 令和3年10月12日(火)から
令和3年10月22日(金)まで(土日を除く。)
- ③ 提出場所 北播磨総合医療センター管理部経営管理課人事係
- ④ 提出方法 原則、提出場所に郵送(必着)すること。
(電子メールによる提出については要相談)

(3) 質問の受付

- ① 提出書類 質問書(詳細は、別紙「プロポーザル提出書類作成要領」のとおり)
- ② 受付日 令和3年10月25日(月)午前9時から午後4時まで
- ③ 受付先 北播磨総合医療センター管理部経営管理課人事係
- ④ 提出方法 電子メール(受付先に着信を必ず確認すること。)
- ⑤ 注意事項 質問書の受付は、10月25日のみとする。受付日以外に提出された質問書は無効とし、回答の対象としない。

(4) 質問に対する回答

- ① 回答期限 令和3年10月29日(金)午後5時
- ② 回答方法 回答書に回答内容(全参加者から質問がなかった場合は、その旨の内容)及び必要事項を記入の上、全参加者に対して電子メールで回答する。(回答期限までに回答がない場合は、必ず受付先に確認すること。)なお、再質問及び電話等による照会は受け付けない。

(5) 企画提案書等の提出

- ① 提出書類 企画提案書等(詳細は、別紙「プロポーザル提出書類作成要領」のとおり。)
- ② 受付期間 令和3年11月1日(月)から

令和3年11月10日(水)まで(土日、祝日を除く。)

- ③ 提出場所 北播磨総合医療センター管理部経営管理課人事係
- ④ 提出方法 原則、提出場所に郵送(必着)すること。
- (6) 第1次審査結果の通知(実施する場合のみ)
 - ① 通知日 令和3年11月16日(火)
 - ② 通知内容 審査結果及びその理由
 - ③ 通知方法 第1次審査結果通知書をもって、郵送により通知する。

9 第2次審査の手続き等

(1) 第2次審査の実施

- ① 実施内容 企画提案書によるプレゼンテーション
- ② 実施日 令和3年11月22日(月)
- ③ 場 所 北播磨総合医療センター 大会議室
- ④ 出席者 当該業務を受託することとなった場合に想定される担当者(エリアマネジャー等)を出席者に含めること。
- ⑤ 提出書類 第2次審査結果通知書用封筒(表に提出者の所在地、名称等を記載し、404円の切手を貼った長3号封筒)
※第1次審査を実施した場合のみ持参すること。

(2) 第2次審査結果の通知

- ① 通知日 令和3年11月29日(月)
- ② 通知内容 審査結果及びその理由
- ③ 通知方法 第2次審査結果通知書をもって、郵送により通知する。

10 その他

(1) 参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- ① 本プロポーザルの件に関し、業者選定委員会の委員に直接、間接を問わず接触を求めた場合
- ② 本プロポーザルの件に関し、審査の公平性を害する行為を行った場合
- ③ 参加表明書の提出日から契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

(2) 提出書類の無効

提出された書類が、次のいずれかに該当する場合は、提出された書類が無効となり、参加資格を失うことがある。

- ① 提出方法、提出場所、提出期限が順守されていないもの
- ② 作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) 経費の負担

本プロポーザルの参加に要するすべての経費は、参加者の負担とする。

(4) 院内保育所及び院内病児・病後児保育室運営業務の契約

業者選定委員会が特定した交渉順位第1位業者に当該業務に係る第1位の交渉権を与える。ただし、特定後に資格要件を満たさないことが判明した場合、第1位業者が辞退した場合、その他契約の交渉が成立しなかった場合は、交渉順位第2位業者と契約の交渉を行う。

なお、本契約締結は、北播磨総合医療センター企業団の当該予算成立を条件とする。

(5) その他

- ① 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- ② 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- ③ 企画提案書等を提出した者は、その内容に関し説明を求められた場合は、それに応じる義務を有するものとする。
- ④ 提出された書類は、返却しない。
- ⑤ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ⑥ 提出された書類及び審査結果は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。公表を求めない場合には、その旨を記載すること。記載のない場合は公表に同意したものとする。なお、公表を求めない場合においても、「公表を求めない旨」は公表するものとする。
- ⑦ 参加者名を公表することがある。
- ⑧ 公表している資料を除き、北播磨総合医療センター企業団事務局より受領した資料は、事務局の了解なく公表・使用することはできない。
- ⑨ 提出された書類の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑩ 受領した個人情報、本プロポーザルのためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供しない。
- ⑪ 審査結果についての異議申し立ては、受け付けない。